

諮問番号：諮問第 177 号

答申番号：答申第 177 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

福岡県福岡児童相談所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人の子（以下「本件児童」という。）に対して行った福岡県療育手帳交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日の改正前のもの。以下「交付要綱」という。）第 8 条の規定に基づく療育手帳書換え処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

処分庁から再判定による療育手帳の B 1 級書換えがあったが、判定と本件児童との実情がかけ離れていることにより B 1 級は認めることができない。

#### 2 審査庁の主張の要旨

本件児童に係る療育手帳の再判定（以下「本件再判定」という。）及び本件処分は、交付要綱、福岡県児童相談所療育手帳判定実施要領（平成 30 年 3 月 9 日施行。以下「実施要領」という。）及び福岡県児童相談所療育手帳判定について（申合せ）（平成 30 年 3 月 9 日施行。以下「申合せ」という。）並びに田中ビネー知能検査 V 実施マニュアル及び採点マニュアルに定められた手続に従って行われたものと認められ、その過程において、不合理な点は見当たらない。

よって、本件処分に違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、処分庁が、本件処分により本件児童の障がいの程度を B 1 としたことに違法又は不当な点はないかということにある。

(1) 障がいの程度の判定基準については、交付要綱の別紙で定められており、判定の手法等については、実施要領及び申合せで定められている。これらは、療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生省事務次官通知）及び療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）を踏まえて定められたものであり、その内容について、不合理と目すべきところは見当たらない。

(2) 福岡県福岡児童相談所（以下「本件判定機関」という。）において、心理判定員が本件児童に対して面接判定により「田中ビネー知能検査V」を実施したところ、2歳級の問題が全問合格であったことから基底年齢を3歳とし、3歳級の問題で9問、4歳級の問題で1問、5歳級の問題で4問、6歳級の問題で2問合格し、7歳級の問題で全問不合格であったことから、精神年齢を4歳11か月と算出しており、これを生活年齢である10歳2か月で除した数値に100を乗じた結果、本件児童の知能指数が48であるとしている。この数値は、田中ビネー知能検査V実施マニュアルに基づいて実施された検査により得られた結果を基に、田中ビネー知能検査V採点マニュアルに沿って算出されたものと認められる。

(3) 本件における障がいの程度の判定基準について、重度「A」とされるためには、18歳未満の者については、重度障害児支援加算費について（平成24年8月20日障発0820第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「重度障害児支援加算費実施要綱」の2の(1)又は(2)に該当する程度の障がいであって、日常生活において常時介護を要する程度のもものと認められる必要がある。

本件児童の母は、本件判定機関の心理判定員による聴き取りにおいて、本件児童の日常生活能力について、排泄は半介助、食事及び着脱衣は自立、入浴は部分介助である旨を述べていることが認められる。

このことから、処分庁が、本件児童が日常生活において常時介護を要する程度のもとは認められないと判断したことは、不合理とは言えない。

したがって、本件児童の障がいの程度は重度「A」には該当せず、知能指数から、その他「B」に該当し、その表示区分はB1（中度）とすべきものと認められる。

(4) 以上のとおり、本件再判定及び本件処分は、交付要綱、実施要領及び申合せ並びに田中ビネー知能検査V実施マニュアル及び採点マニュアルに定められた手続に従って行われたものと認められ、その過程において、これらの定める方法、基準等にそぐわ

ない点や、不合理と目すべきところは見当たらない。

したがって、処分庁が本件再判定の結果を基にして本件処分を行ったことは相当であり、このことに違法又は不当な点は認められない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

#### 第 4 調査審議の経過

令和 4 年 10 月 19 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 4 年 12 月 21 日の審査会において、調査審議した。

#### 第 5 審査会の判断の理由

審査請求人は、本件再判定と本件児童の実情とがかけ離れていると主張しているところ、これは、本件児童の障がいの程度は重度「A」であるとの主張であると解される。しかしながら、重度「A」と判定されるためには、18 歳未満の者の場合、「重度障害児支援加算費実施要綱」の 2 の (1) 又は (2) に該当する程度の障がいであって、日常生活において常時介護を要する程度のものと認められる必要がある。

本件判定機関は、本件再判定に当たって、田中ビネー知能検査 V 実施マニュアルに基づいて実施された「田中ビネー知能検査 V」により得られた結果を基に、田中ビネー知能検査 V 採点マニュアルに沿って適正に知能指数を算出している。

当該検査の結果及び当該検査の際に本件判定機関の心理判定員が本件児童の母から聴き取った内容を踏まえると、本件児童の障がいの程度は、「重度障害児支援加算費実施要綱」の 2 の (1) 又は (2) に該当する程度の障がいであって、日常生活において常時介護を要する程度のものとは認められないため、重度「A」に当たらないとした処分庁の判断に、不合理な点はない。

また、本件判定機関は、交付要綱、実施要領及び申合せに従い、当該検査の結果に基づき、障がいの程度はその他「B」の表示区分 B 1（中度）と判断したものと認められる。

したがって、処分庁が本件再判定の結果を基にして行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 岡 本 博 志

委員 牛 島 加 代

委員 小 山 雅千子